

## [事案 2020-357] 特約中途付加等請求

・令和3年11月12日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人らの誤説明等を理由に、特約の中途付加もしくは損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成18年11月に契約した医療保険について、令和元年10月および令和2年9月に先進医療特約中途付加の申込みをしたが、拒絶された。しかし、以下の理由により、先進医療特約を中途付加するか、他社の医療保険の検討の機会を奪われた損害を賠償してほしい。

- (1) 先進医療特約の中途付加ができないのであれば、他社の医療保険への乗り換えを検討していることを相談したところ、募集人は、現在の健康状態であれば中途付加は可能であると説明し、審査の結果によってはできない場合があることを説明しなかった。
- (2) 保険会社は、健康診断の結果が一定の基準を満たしていなければ中途付加を認めない方針であるにもかかわらず、1回目の申込みを拒絶した後、前営業所長は、「来年の健康診断でもこのままの健康状態であれば中途付加できる可能性がある。」と誤った説明をした。
- (3) 2回目の申込みの前に、募集人へ健康診断の結果を報告したところ、「今年は大丈夫ですね。」等と述べ、現営業所長からも何の連絡もなかったことから、今回は中途付加できると確信した。「同じ健診結果なので加入できない。」と説明があれば、本契約を解約して他社の医療保険に移行していた。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、先進医療特約の中途付加の可否は、告知内容を査定して決定することを説明した。また、告知書にも、「この書面による告知は、生命保険のご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。」と明記しており、申立人は、中途付加の可否に健康状態が影響することを理解していた。
- (2) 1回目の申込後の面談において、前営業所長は申立人に対し、「健康状態によっては加入できる可能性はある。」と説明したが、「来年の健診でこのままの状態であれば加入できる。」とは説明していない。
- (3) 募集人は、2回目の申込前に、申立人の健康診断の結果について具体的に確認しておらず、「今年は大丈夫ですね。」といった発言もしていない。また、先進医療特約を中途付加できると確約するような案内もしておらず、本社に書類を提出して判断することになると述べ、健康状態によって先進医療特約の中途付加の可否を決定することを説明した。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、特約中途付加時の状況等を把握するため、申立人ならびに募集人および前営業所長に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの誤説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。